平成２６年（フ）第６１７号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川２丁目26番４号アイワコーポ１号、開始決定時の住所福岡県遠賀郡遠賀町浅木１丁目19番11号
破産者　スパイシーことエピセこと　吉田　敦彦
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０２号
北九州市小倉南区守恒２丁目４番30―201号
破産者　稲田美惠子
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１７２号
北九州市小倉南区長行東２丁目17番10号
破産者　古川　峯子
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３４号
北九州市門司区錦町９番20号
破産者　ヒロコーポレーションことピカピカハウスこと　小泊　康廣
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４１号
熊本市南区野田２丁目４番７号　バイオレットフラワーＦ202号
破産者　直野　　敬
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４２号
熊本市南区野田２丁目４番７号　バイオレットフラワーＦ202号
破産者　直野由美子
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９３０号
札幌市豊平区平岸４条８丁目２番２―402号
破産者　塙　　公将
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８号
青森県五所川原市大字七ツ館字虫流44番地14、旧住所東京都杉並区清水３丁目16番21号キャピタルモータース株式会社社員寮
破産者　岩川　幸夫
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３９４号
仙台市宮城野区東仙台２丁目３番１号　プランドール東仙台203、従前の住所宮城県宮城郡利府町葉山１丁目28番地２
破産者　根本　裕樹
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
秋田県能代市字機織轄ノ目94番地　大黒
破産者　木村　明子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１１号
山形県新庄市大字鳥越1819番地の25
破産者　髙橋　　修
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第２０６号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目22番６号
破産者　髙橋　保光
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６６号
富山市田中町４丁目９番20―106号　コーポ小西３、前住所富山県中新川郡上市町放士ケ瀬71番地
破産者　中田　秀造
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６７号
富山市田中町４丁目９番20―106号　コーポ小西３、前住所富山県中新川郡上市町放士ケ瀬71番地
破産者　中田　成子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
富山県射水市本江北379番地　本江市営住宅１―110
破産者　河田　範夫
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第５１号
富山県高岡市赤祖父774番地　ハイツロビンＡ102号、前住所富山県高岡市東上関172番地サン・ガーデン駅南101号
破産者　窪池　雅子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１７号
長野県上水内郡飯綱町大字東柏原2809番地
破産者　外谷　勝美
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
岐阜県関市小瀬1017番地　ベルメゾンＯＺＥ106、住民票上の住所愛知県東海市富木島町伏見１丁目３番地の５　シティーメゾン東海（305号）
破産者　西上　克彦
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所